

(改定版) 石巻市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画(案)

「パブリックコメント」御意見に対する回答⑧

項目ページ	御意見
<p>P5 「(1) 石巻市介護保険運営審議会による審議」について</p>	<p><b>1</b> 「多様な立場の方々に委員として参画いただき」とありますが、実情は、民生委員児童委員協議会(会長)、特別養護老人ホーム施設長が半数以上を占めます。他自治体の介護保険運営協議会(介護保険運営審議会)をご参照いただくと分かりますが、構成員が多岐にわたります。</p> <p>市町村合併に伴う住民感情の影響もあって、地域性を重視することも必要と思いますが、既に日常生活圏域の設定もされておりますし、「被保険者の代表」者数の見直しの必要性、併せて地域包括ケアシステムの視点からも全体的な構成員を条例から見直すことも必要ではないかと思えます。</p> <p>以下は本題から外れますが、地域包括支援センター運営協議会の構成員も兼務となっており、兼務のあり方も含めて同様に見直しが必要と思われる(地域密着型サービス運営委員会は別の構成員となっている)。</p> <p>また、地域包括支援センター運営協議会につきましては、実際にどのような協議をされているのか、現場を任されている我々には正直なところ伝わらない部分が多いので、地域包括支援センター運営協議会とセンター職員が見える形で関わりが必要ではないかと感じております。</p>
<p>P76 「(1) 地域包括支援センター活動支援」について</p>	<p><b>2</b> 地域包括支援センター運営マニュアル2012にも記載されているとおり、「地域包括支援センターのすべての業務の入り口となるのが総合相談」との認識でおります。</p> <p>(改定版) 石巻市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画(案)では、</p> <p>「介護予防ケアプランの作成や介護予防教室の実施、住民からの相談対応など、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な次の4事業を、地域において一体的に実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 予防給付・介護予防事業のケアマネジメント事業</li><li>② 総合相談・支援事業</li><li>③ 権利擁護事業</li><li>④ 包括的支援・継続的ケアマネジメント支援事業</li></ul> <p>と上位に「介護予防」と明記されておりますが、ややもすれば予防給付や介護予防ケアマネジメントが優先業務との認識をされる恐れがあります。</p> <p>「予防給付」は、「介護予防ケアマネジメント業務」の中に含まれており、また、「介護予防教室」についても受託により実施はしておりますが、①～④の4事業「包括的支援事業」には含まれておりません(「介護予防・日常生活支援総合事業」のため)ので、誤解される恐れが考えられます。</p>

<p>P77 「地域包括支援センターの業務体系図」について</p>	<p>すべてのサービスや事業の根拠となるのがニーズであり、ニーズを把握するためには総合相談支援業務が必要不可欠であることが理解できます。</p> <p>次項目以降としても、(2) 地域包括ケアのコーディネート、(5) 地域住民のインフォーマル活動の促進、とあるように、これらは総合相談支援業務の一部であり、やはり重要な業務であることが確認できます。</p> <p>そのため、列挙順として「住民からの相談対応」や「総合相談・支援事業」が一番目に明記されることが好ましいのではないかと考えております。</p> <p>なお、平成18年10月18日付け、厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」によると、包括的支援事業について、(1) 介護予防ケアマネジメント業務(介護予防ケアマネジメント業務は、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント事業の中で実施する。)、(2) 総合相談支援業務、(3) 権利擁護業務、(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務とあり、介護保険事業計画における項目順は、それによるものかと思われませんが、運営マニュアルでは現状に則して、(1) 総合相談支援業務、(2) 権利擁護業務、(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、(4) 介護予防ケアマネジメント業務、としていると思われま</p> <p><b>3</b> 「地域包括支援センターの業務体系図」について、</p> <p>「総合相談・支援事業→虐待防止・早期発見、権利擁護」となっており、「総合相談・支援事業」からのベクトルは、それを含め、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」へと向かうものであると思います。</p> <p>平成18年当初の厚生労働省資料からは、変更となっていると思います。これは誤解を招きかねませんので、再度ご確認願います。</p> <p>また、地域ケア会議の構成員に「介護保険課」とありますが、ケースによっては、福祉総務課や保護課、障害福祉課、健康推進課等も構成員になり得ることもあるため、「行政職員」とするのが好ましいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>また、地域住民やボランティア等のインフォーマル、医療機関等も構成員として求められてきております。</p>
---------------------------------------	---

<p>回答</p>	<p><b>1</b> 「石巻市介護保険運営審議会」につきましては、高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方について、高齢者はもとより広く住民の意見やニーズを把握し、介護保険事業計画にできる限り反映させるため、石巻市介護保険条例に基づき設置される諮問機関であります。</p>
-----------	---

介護保険運営審議会の委員構成や人数につきましては、条例で規定されていることから、審議会委員の意見はもとより、様々な見地から御意見をいただき、その必要性を検討いたしますので、御理解願います。

また、その検討過程の中で、「石巻市地域包括支援センター運営協議会」の委員構成や各地域包括支援センターの職員の方との関わり等につきましても、検討してまいりたいと思います。

**2** P76の地域包括支援センターの事業内容については、ご意見を受けて検討した結果、市としても実態に即したほうがよいと判断し、列記する順番を入れ替えることとし、①総合相談・支援事業、②権利擁護事業、③包括的支援・継続的ケアマネジメント支援事業、④予防給付・介護予防事業のケアマネジメント事業の順に改めました。

**3** 「地域包括支援センターの業務体系図」について、「総合相談・支援事業」から「専門職3者の連携による対応（チームアプローチ）」を図ることによって、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」へとつなげていくとの意味合いで作図しておりました。

しかし、その間に「虐待防止・・・早期発見、権利擁護」を置くことによって、ご指摘いただいたような誤解を招く可能性があるかと判断し、検討した結果、図を修正することといたしました。

また、地域ケア会議の構成員としての「介護保険課」については、ご提案のとおり「介護保険課・福祉総務課等の行政職員」とすることといたしました。